

奨学生募集要項（公募）

コード・奨学金名	485-04 大学女性協会（チャレンジ奨学金）
設立趣旨	一般社団法人大学女性協会は、女性の高等教育向上と研究生活を奨励し、文化の発展に貢献するため、優秀な女子学生に対し、奨学金を給付するために1948年に設立した。 その東京支部が、企業、官公庁などでの就労経験を経て現在大学で勉学中の意欲あふれる女子学生に、その勉学を支援することを目的として奨学金を給付する。卒業後は再び就業し、自らのステップアップのみならず広く社会に貢献することを条件とする奨学金として2012年に立ち上げた。
給・貸の別	給付
奨学金額	年額 200,000円
採用期間	1年間（1回限り）
出願資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上の就労（アルバイトを除く）経験を経て入学した学部3年の女子学生。 ・ 卒業時まで同大学に在籍すること。 ・ 卒業後、再び就業し、自らのステップアップのみならず広く社会に貢献する意思を持つ者。 ※就労以前の学歴は問わない。経済的理由は問わない。
採用者数	東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、山梨県に本部を置く大学から1名
出願締切日	2020年10月14日(水) 必着 ※財団の募集要項に記載されている締切とは異なります。
提出先	〒162-8644 東京都新宿区戸山 1-24-1 早稲田大学学生部奨学課 民間奨学金担当 宛 ※応募書類は <u>郵送にてご提出ください。</u> ※レターパック等の追跡可能な形式でお送りください。
採用決定時期	2020年11月末までに財団より通知
支給開始時期	2020年1月予定（詳細は本人に通知）
併給制限	なし
面接の有無	なし
提出書類	1. 履歴書・自己紹介書（指定用紙、写真貼付） ※履修科目は専門科目のうちから選び、科目担当教員に署名・捺印いただくこと。 2. 作文「どのような就労経験を経て、現在の勉学を必要と考えたか。その勉学を今後どう生かしたいかについて」 字数1000字以内（A4指定用紙1枚） 3. 在学証明書 ※1と2は以下の大学女性協会HPからダウンロードする（印字作成可）。 http://www.jauw.org/aboutjauw/shibu/tokyo/tokyo.htm
備考	奨学生は卒業後2か月以内に「勉学の概要と現況」を大学女性協会東京支部に提出する。提出のない場合は奨学金返還を求められる。 「勉学の概要と現況」は支部会報に掲載される。
問合せ先	大学女性協会東京支部へメールにて確認すること。 e-mail: jauw@jauw.org

揭示期限：2020/10/14

【民間団体奨学金の願書等申請書類作成にあたっての注意事項】

民間団体奨学金の願書等を作成する際には、以下の点に注意して作成してください。
書類作成に際し不明な点がある場合は、直接団体に問合せず、学生部奨学課にお問い合わせください。

1. 願書等書類記入上の注意

- ① **黒ボールペン**で丁寧に記入すること。
- ② **修正・訂正箇所がないこと**（予め自身で下書きをし、出願書類には訂正を入れないようにすること）。
- ③ 押印には、朱肉を使用するタイプの印鑑を用い、**シャチハタ等スタンプ印を使用しないこと**。なお、保証人と連署押印の場合は、**保証人と異なる印鑑**を用いること。
- ④ 家族の住所が、学生本人と同住所の場合でも「同上」とせず、きちんと**住所を記入**すること。
- ⑤ 奨学金希望理由等を記入する欄には**家庭の事情などを具体的に、かつ丁寧に**記入すること。
民間団体の設立趣旨・目的などを正しく理解したうえで記入することが望ましい。なお、記入の際は**丁寧語（です・ます調）**を用いること。
- ⑥ 写真を願書に貼付する場合は、3か月以内に撮影した**正面無帽上半身の証明写真**を使用すること（スナップ写真の切り抜き等は不可）。紺のスーツなどを着用した写真が望ましい。
- ⑦ 保護者の収入を記入する欄がある場合には、**課税前の収入金額（給与所得者は源泉徴収票の「支払金額」、営業所得・雑収入（年金以外）等給与以外所得者の収入の場合は確定申告書第一表の「所得金額」）**を記入すること。記入にあたって不明な点があれば、記入前に奨学課の民間奨学金担当者に問い合わせること。
- ⑧ 一か月平均生活費の収支を記入する欄がある場合は、**収支のバランスを考慮し、同額とすること**。
支出欄に授業料を記入した場合は、収入の欄にも授業料を算入する（父母が学費を納入している場合は「家庭から」に算入）。なお、支出には、受験料や入学金、住居の敷金、帰省費用等の臨時支出を含めないこと。

2. 添付書類についての注意

①健康診断証明書が必要な場合

- ・大学の保健センター実施の定期健康診断を受けた場合

→健康診断実施日から約14日後から、保健センター下記箇所にて証明書を受け付け発行します。

※定期健康診断に関するお問い合わせは保健センター保健管理室または各分室まで。

（定期健康診断日程等は保健センターHP <http://www.waseda.jp/hoken/> を確認してください）

※提出書類として、健康個人カードのコピーは認められません。

<健康診断証明書対応窓口>

保健センター 保健管理室（25号館1階）
火曜・水曜・木曜・金曜 13:30～15:40
保健センター 西早稲田（旧・大久保）分室（51号館7号室）
月曜～金曜 13:30～15:40
保健センター 所沢分室（100号館308号室）
水曜 10:30～13:00

⇒6月1日からは、健康診断証明書が自動証明書発行機から取得できます。

- ・定期健康診断を受けていない場合

→「早稲田大学学生健康増進互助会」より、契約医院（岡崎医院・大同病院・西北診療所・本庄医院）での健康診断受診に限り、1年1回3,000円を上限として「健康診断補助費」が受けられます。

※詳細は「早稲田大学学生健康増進互助会案内」参照のこと。

※健康診断受診の際は必ず事前に契約医院の予約をしてください。

※補助金申請は受診月から3か月目の10日（10日が土日の場合は翌月曜日）までに、学生早健会事務所（学生会館1階 学生生活課内）窓口に必要な書類を提出すること。早稲田・戸山キャンパス以外在籍の学生は所属学部・研究科事務所でも受け付けます。（学生健康増進互助会に関するお問い合わせは、学生生活課 03-3203-4349）

②推薦書が必要な場合

- ・原則として、所属学部・研究科事務所または指導教員に作成を依頼してください。
面談を要する場合があるため、提出締切日に余裕をもって依頼すること。

以上

問い合わせ先：早稲田大学学生部奨学課 民間奨学金担当【月～金 9-17時】
TEL：03-3203-9701 E-mail:minkan-tantou@list.waseda.jp
（メールでのお問合せは、学籍番号・氏名・奨学金名を明記して下さい）